

令和 8 ・ 9 年度
前橋市測量、建設コンサルタント業務等競争入札参加資格審査申請
（定期申請）のしおり

第 1 競争入札参加資格審査申請について

前橋市が発注する測量、建設コンサルタント業務等の委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加するには、競争入札参加資格審査を申請し、業種区分ごとに参加資格の認定を受けていることが必要となります。参加を希望する方は「ぐんま電子入札共同システム」により申請してください。

※ 「ぐんま電子入札共同システム」とは、群馬県と県内 12 市 14 町 5 村 4 団体が、入札の透明性・客観性・競争性を向上し、併せて競争入札参加資格審査申請の利便性の向上を図るために、「群馬県 C A L S / E C 市町村推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置し、共同開発・共同運用しているシステムです。

この協議会に参加している団体への申請については、一度の申請で複数の団体に申請できます。

なお、システムを共同利用している団体は以下のとおりです。

ぐんま電子入札共同システム 共同利用参加団体（令和 8 年 4 月見込）				
群 馬 県	前 橋 市	高 崎 市	桐 生 市	伊 勢 崎 市
太 田 市	沼 田 市	館 林 市	渋 川 市	藤 岡 市
富 岡 市	安 中 市	みどり市	榛 東 村	吉 岡 町
下仁田町	甘 楽 町	中之条町	長野原町	嬬 恋 村
草 津 町	高 山 村	東吾妻町	片 品 村	昭 和 村
みなかみ町	玉 村 町	板 倉 町	明 和 町	千 代 田 町
大 泉 町	邑 楽 町			
群馬県東部水道企業団		群馬県住宅供給公社		群馬県建設技術センター
吾妻環境施設組合				

- ※ 1 群馬県東部水道企業団は太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町の 3 市 5 町の水道事業を統合して実施する一部事務組合です。
- ※ 2 群馬県住宅供給公社は、地方住宅供給公社法に基づき設立された、公共賃貸住宅の維持管理（入・退去他 各種手続・維持修繕）や新規受託事業（市町村他）の受託を行う団体です。群馬県住宅供給公社の入札参加資格を希望される場合は、群馬県へ申請を行ってください。
- ※ 3 群馬県建設技術センターは、県や市町村の公共土木事業の執行を補完・支援することを目的とした公益財団法人です。群馬県建設技術センターの入札参加資格を希望される場合は、群馬県へ申請を行ってください。
- ※ 4 吾妻環境施設組合は、中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町、高山村、東吾妻町の 4 町 2 村で組織し、ごみ処理施設及びその附帯施設の設置、管理及び運営を目的に設立された一部事務組合です。吾妻環境施設組合が発注する入札に参加を希望される方は、東吾妻町に入札参加資格を申請してください。
なお、吾妻環境施設組合の入札参加資格は東吾妻町と共通となります。
- ※ 5 申請に係る個別添付書類については、各団体により、取り扱いが異なりますので、必ず申請を希望する団体に個別に確認してください。

1 審査基準日

令和 7 年 12 月 1 日

2 申請要件

次の各号のいずれかに該当する者は、申請を行うことができません。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当する者（被補助人、被保佐人又は未成年者であって、

契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。)

- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当することにより資格を取り消され、資格を付与しないこととされた期間を経過しない者
- (3) 本申請で求める納付すべき税に未納がある者
- (4) 審査基準日の前日までの間における営業年数が引き続き1年以上経過していない者

3 申請を希望できる業種区分及び部門

業種区分	部 門
測 量	測量一般、地図の調整、航空測量
建築関係建設コンサルタント業務	建築一般、意匠、構造、暖冷房、衛生、電気、建築積算、機械積算、電気積算、工事監理(建築)、工事監理(電気)、工事監理(機械)、調査、耐震診断、地区計画及び地域計画
土木関係建設コンサルタント業務	河川・砂防及び海岸・海洋、港湾及び空港、電力土木、道路、鉄道、上水道及び工業用水道、下水道、農業土木、森林土木、水産土木、造園、都市計画及び地方計画、地質、土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、トンネル、施工計画・施工設備及び積算、建設環境、機械、電気電子、廃棄物
地質調査業務	地質調査
補償関係コンサルタント業務	土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業補償・特殊補償、事業損失、補償関連、総合補償

※以下の業種区分の部門は、前橋市の測量、建設コンサルタント業務等の登録受付対象ではありません。希望しても認定しませんのでご注意ください。

業種区分	部 門
計量証明	振動加速度レベル、濃度、音圧レベル、特定濃度
作業環境測定	作業環境測定
気象予報	気象予報
土木関係建設コンサルタント業務	交通量調査、環境調査、経済調査、分析・解析、宅地造成、電算関係、計算業務、資料等整理、施工管理
補償関係コンサルタント業務	不動産鑑定、登記手続等

4 申請の方法

インターネットを利用し、ぐんま電子入札共同システムポータルサイト (<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>) にアクセスし、「競争入札参加資格申請受付システム」から電子申請を行い、添付書類を郵送していただきます。申請にあたり、ＩＣカード、カードリーダーは必要ありません。

予備登録、本登録を行う際には、必ず、ぐんま電子入札共同システムポータルサイトに掲載している「令和８・９年度入札参加資格申請に関する事／令和８・９年度競争入札参加資格申請（定期受付）」をご覧ください。

ぐんま電子入札共同システムを利用するための機器等

インターネットを利用し申請していただくため、パソコン・ネットワーク環境等を準備していただく必要があります。以下は推奨仕様です。

詳細は、(<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/setup.html>) をご覧ください。

パソコンの仕様【推奨仕様】	○Windows11 の場合 C P U : Core Duo 1. 6 G H z 同等以上 メモリ : 1 G B 以上 W e b ブラウザ : Microsoft Edge (Chromium 版) Google chrome
インターネット接続回線 (インターネットプロバイダへの加入)	専用回線 : 1 2 8 k b p s ~ A D S L 回線 : 1. 5 M b p s ~ 光ファイバ回線 : 1 0 M b p s ~

5 受付期間及び申請の手順

○令和7年12月8日(月)～令和7年12月23日(火)まで

※ 土・日・祝日等は除く

※ システム受付時間：午前9時～午後8時まで

申請は、法人(個人)単位です。受任者(営業所・支店)単位での申請は受け付けません。事前に調整を行い、二重申請とならないように注意してください。

入札・契約について、営業所、支店等に委任する場合は、システム内の「営業所情報登録」において受任者となる営業所、支店等を登録したうえで、「申請先自治体別営業所選択」において、委任先の状況を登録してください。

下記に示す(1)又は(2)のとおり申請してください。

なお、平成20・21年度以降にいずれかのぐんま電子入札共同システムの共同利用参加団体に同システムから競争入札参加資格審査申請をし、認定があった業者は、これまで使用していた「ユーザーID・パスワード」を利用するため(2)の「本登録」から申請してください(※片品村のみで認定されていた業者を除く)。

申請にあたっては、「建設コンサル競争入札参加資格審査申請入力の手引き(令和8・9年度定期申請)」を熟読のうえ、受付期間に注意し、入力もれ等のないよう十分注意してください。

(1) 予備登録(パスワードの請求)

「競争入札参加資格申請受付システム」の「予備登録」から登録をしてください。予備登録後に「ユーザーID/パスワード通知」がメール送信されますので、その後に本登録を行います。

なお、行政書士に委任する場合においても、「予備登録」時点では申請業者の方が入力をしてください。

(2) 本登録及び添付書類の送付

「競争入札参加資格申請受付システム」の「ログイン」から申請してください。申請にあたっては、「入札参加資格申請用」の受付番号・ユーザーID・パスワードを使用します。上記期間内に「本登録」を完了させ、添付書類を必ず提出して、受理まで完了してください。期間内に本登録が完了しない場合、書類が提出されていない場合、又は申請内容等に不備があった場合は、申請を受理することはできません。

申請の手順	1 予備登録（パスワードの請求） ・予備登録は、12月8日（月）～12月23日（火）までです。 ↓ 2 パスワードがメール送信されます。 ・競争入札参加資格申請受付システムの予備登録で入力していただいたメールアドレスに「ユーザーID・パスワード通知」がメール送信されます。 ↓ 3 本登録 ・本登録は、12月8日（月）～12月23日（火）までです。 ↓ ※ 本登録が完了すると、本登録時に入力した担当者メールアドレス（行政書士メールアドレス含む。）に協議会から「申請完了通知・共通（個別）添付書類送付依頼」メールが送信されます。 ↓ 4 添付書類の送付 ・添付書類は、12月23日（火）必着です。 ※ 協議会が申請の受理を行うと、本登録時に入力した担当者メールアドレス（行政書士メールアドレス含む。）に協議会から「申請受理通知」メールが送信されます。
パスワードについて	※1 パスワードの有効期限は6か月です。有効期限が到来すると、パスワードの変更を求められます。 ※2 パスワードが不明な方や紛失した方は、システム上から「ID・パスワード再発行依頼」の手続きを行ってください。その際は、システムに登録済みの受付番号又は業者番号、担当者メールアドレスが必要です。これらの情報が不明な場合は、「パスワード再発行申立書」をお送りください。様式は、「ぐんま電子入札共同システム／ダウンロード／様式集」（https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/Download/index.html）にあります。 送付先 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県県土整備部建設企画課内 群馬県CALS/EC市町村推進協議会宛

6 資格の有効期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

7 添付書類の提出方法等

添付書類には、【共通添付書類】及び【個別添付書類】の2種類あります。送付先が異なりますので、ご注意ください。

提出期限は、令和7年12月23日（火）必着です。

添付書類は、すべてA4サイズで提出してください。（原本を提出するものは除く）

申請内容等について問い合わせをすることがありますので、必ず添付書類の控えを保管しておいてください。

(1) 共通添付書類

共通添付書類とは、各団体が共通で必要とする書類です。複数の団体に申請する場合でも、書類の提出は1部で結構です。

【共通添付書類の送付先】

〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

群馬県県土整備部建設企画課内 群馬県CALS／EC市町村推進協議会 宛

- ※1 収受のトラブルを未然に防ぐため、必ず簡易書留としてください。なお、持参されても受け付けすることはできませんのでご注意ください。
- ※2 提出された申請書類は返却しませんので、提出される際はお間違えのないようご注意ください。

【共通添付書類（郵送分）】

綴り方：証明書等の原本提出のもの以外をA4サイズにし、表紙として「共通添付書類送付票」を、二枚目に以降①～⑪の順番に書類（該当する書類のみ）をまとめ、左上一箇所をホチキスで留めてください。

共通添付書類送付票

- ※1 様式はインターネットによる申請完了時に印刷できます。

① 納税証明書【国税】 申請されるすべての方に提出していただきます

（申請日から3ヶ月以内に発行されたものを添付してください。写し可。）

○法人の場合：法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書

国税官署（税務署）発行の「その3の3」様式

○個人の場合：申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書

国税官署（税務署）発行の「その3の2」様式

※1 証明書請求の際には、請求に来られた方の本人確認を求められますので、運転免許証やマイナンバーカードなど身分を証明する書類を忘れずに持参してください。

※2 納付した日から10日ほどの間に納税証明書の交付の請求をする場合は、納付の確認ができない場合があるため、領収証書の提示等が必要となる場合がありますので、詳しくは納税証明書発行窓口へお問い合わせください。

※3 国税の納税証明書の交付請求の詳細については、次のURLでご確認ください。

https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm

② 納税証明書【群馬県税】

（申請日から3ヶ月以内に発行されたものを添付してください。写し可。）

（県内業者）最寄りの行政県税事務所発行の「第45号の3」様式（完納証明書）

（県外業者）群馬県内に委任先営業所等がある場合のみ、上記証明書を提出してください。

※1 証明書請求の際には、請求に来られた方の本人確認を求められますので、運転免許証やマイナンバーカードなど身分を証明する書類を忘れずに持参してください。

※2 納付した日から10日ほどの間に納税証明書の交付の請求をする場合は、納付の確認ができない場合があるため、領収証書の提示等が必要となる場合がありますので、詳しくは納税証明書発行窓口へお問い合わせください。

※3 県外業者の提出の例

例 本店が埼玉県で、群馬県内の営業所に委任する場合、群馬県税の完納を証明する納税証明書が必要です。

※4 県以外の団体のみに申請される場合は、群馬県税の納税証明書は必要ありません。

④	登記事項証明書 法人の場合のみ <u>（申請日から３ヶ月以内に発行されたものを添付してください。写し可。）</u> 「現在事項全部証明書」又は「履歴事項全部証明書」のいずれかを提出してください。 ※ 法務局が発行したものを提出してください。
⑤	身分証明書 個人の場合のみ <u>（申請日から３ヶ月以内に発行されたものを提出してください。写し可。）</u> ※ 本籍のある市区町村が発行したものを添付してください。 （自動車運転免許証やパスポート、マイナンバーカードのことではありません。）
⑥	直近の決算に係る財務諸表（２か年度分） 法人の場合のみ ※ １ 様式は任意ですが、申請者が自ら作成している直近２年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書としてください。（税抜き、税込みの別を記載してください） ※ ２ 連結決算を行っている会社の場合も、単独決算の財務諸表を提出してください。 ※ ３ ２期目の決算を行っていない場合は、１期目の財務諸表のみ提出してください。 ※ ４ 事業開始後に１度も決算を行っていない場合（営業期間が１年未満の場合）は、財務諸表の提出は不要です。
⑦	確定申告書等（２か年分） 個人の場合のみ ○青色申告者：令和５年・６年分の所得税青色申告決算書（写） ○白色申告者：令和５年・６年分の収支内訳書（写） （確定申告書Ｂは提出不要です）
⑧	登録証明書（写） 該当する場合のみ <u>（申請日時点で有効なものを提出してください。）</u> ※ １ a～i ままでに掲げる各登録官署が発行する登録証明書等としてください。 なお、このうち、a～f については、法律で有効期間が５年間と定められているため、申請日時点で有効な証明書を提出してください。 a 測量業者・・・・・・・・測量法（昭和２４年法律第１８８号）第５５条の規定により登録を受けている者。 b 建築士事務所・・・・・・・・建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２３条の規定により登録を受けている者。 c 建設コンサルタント・建設コンサルタント登録規程（昭和５２年建設省告示第７１７号）第２条の規定により登録を受けている者。 d 地質調査業者・・・・・・・・地質調査業者登録規程（昭和５２年建設省告示第７１８号）第２条の規定により登録を受けている者。 e 補償コンサルタント・補償コンサルタント登録規程（昭和５９年建設省告示第１３４１号）第２条の規定により登録を受けている者。 f 不動産鑑定業者・・・・・・・・不動産の鑑定評価に関する法律（昭和３８年法律第１５２号）第２２条の規定により登録を受けている者。 g 土地家屋調査士・・・・・・・・土地家屋調査士法（昭和２５年法律第２２８号）第８条の規定により登録を受けている者。 h 司法書士・・・・・・・・司法書士法（昭和２５年法律第１９７号）第８条の規定により

	登録を受けている者。 i 計量証明事業・・・計量法（平成４年法律第５１号）第１０７条の規定により登録を受けている者。 ※２ 建設コンサルタント、補償コンサルタント及び計量証明事業の登録を受けている場合は、「部門」が明記されているものに限りです。 ※３ 申請日時時点で更新手続を行っている場合は、更新手続中であることを証明できる書類を提出してください。後日、更新された証明書が発行され次第、送付してください。
⑨	技術者に関する免許（写） 県内業者のみ ※１ 登録する技術者全員に関する免許の写しを提出してください。 ※２ 技術者に関する免許の写しは登録に係るもののみ提出してください。
⑩	ISO9000シリーズ登録証（写）、ISO14000シリーズ登録証（写） 該当する場合のみ ※１ 公益財団法人日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）又はJABと相互承認している認定機関が認定した審査登録機関が発行した登録証の写しを提出してください。 なお、付属書が発行されている場合は、付属書についても併せて提出してください。 ※２ 登録証は、申請日時時点で有効なもので、初回登録日、更新日（更新している方）及び有効期限が記載されているものがが必要です。 なお、日付の記載がない場合は、別途、審査機関が発行した上記の日付が明記された証明書を提出してください。 ※３ 申請業種で認定されたものに限りです。 ※４ 本社または委任先営業所で認定されたものに限りです。 ※５ 日本語で作成されているもの。（英語等の日本語以外で作成されている場合は、別途日本語訳を添付してください。認証機関から日本語訳が発行されていない場合は、申請者において日本語訳を作成してください。）
⑪	行政書士委任通知書 該当する場合のみ (入札参加資格申請手続を行政書士に委任する場合のみ提出してください。) ※ 様式はこちらからダウンロードできます。様式を必ず使用してください。 (https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/Download/index.html)
【共通添付書類（システム添付分）】 以下の⑫、⑬の書類は郵送ではありません。<u>電子ファイルで作成し、本登録の際にシステム内で指定の場所に添付してください。</u>（詳しくはぐんま電子入札共同システムポータルサイトに掲載している「建設コンサル競争入札参加資格申請入力の手引き（令和８・９年度定期申請）」をご覧ください。）	

⑫	測量等実績調書 ※ 1 様式は別記様式第 1 号です。 ※ 2 作成にあたっての審査基準日は令和 7 年 1 2 月 1 日です。原則として審査基準日の直前 2 年間分の実績としますが、当該期間に実績がない場合は、過去 1 0 年間の実績を記載してください。 ※ 3 入札参加資格申請における業種毎に作成してください。 ※ 4 様式はこちらからダウンロードできます。様式を必ず使用してください。 https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/Download/index.html
⑬	技術者経歴書 ※ 1 様式は別記様式第 2 号です。 ※ 2 審査基準日（令和 7 年 1 2 月 1 日）現在における技術者を記載してください。 ※ 3 様式はこちらからダウンロードできます。様式を必ず使用してください。 https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/Download/index.html

(2) 個別添付書類（前橋市の個別添付書類）

前橋市独自の提出書類です。

【個別添付書類の提出先（郵送又は持参）】

〒371-8601 群馬県前橋市大手町二丁目 1 2 番 1 号 前橋市役所総務部契約監理課 宛

- ※ 1 持参する場合は、午前 9 時～午後 5 時までとします。
持参する際には、必ず社名が記載してある封筒に入れて提出してください。
- ※ 2 郵送の際には、収受のトラブルを未然に防ぐため、必ず配達の確認ができる方法（簡易書留やレターパック等）とし、令和 7 年 1 2 月 2 3 日（火）必着とします。
 なお、個別添付書類送付票にある【2】提出先を切り取り、社名が記載してある A 4 サイズの封筒に貼り付けてください。

【個別添付書類（前橋市）】

個別添付書類送付票を表紙とし、添付書類を書類ごとに別々に綴じて提出してください。

- ・市内業者の方（前橋市内に本店を有する業者）
 ②を必ず提出してください。③～④に該当する場合は必ず提出してください。
 - ・前橋市外に本店を有する業者で市内業者の認定を希望する方
 ①～②を必ず提出してください。③～④に該当する場合は必ず提出してください。
 - ・上記以外の方
 ③～④に該当する場合は必ず提出してください。
- ※ 該当するものがなければ提出は不要です。

【注意】 提出された個別添付書類は返却いたしません。また、個別添付書類が提出されない場合は、審査対象外となりますのでご注意ください。

個別添付書類送付票

- ※ 1 様式はインターネットによる申請完了時に印刷できます。個別添付書類を提出する際、表紙として使用してください。
- ※ 2 個別添付書類の提出が無い場合は、本票のみの送付は不要です。

①	前橋市外に本店を有する者に係る市内業者認定申請書（様式第 1 号） <u>前橋市外に本店を有する業者で次のアからウの要件をすべて満たし、市内業者として認定を希望する方は、1 から 3 の書類を添付し、提出してください。</u> ア 前橋市内に事業所（事業活動の本拠地の機能を有していないもの。）を有し、当該事業所を 30 年以上継続して市内に設置していること。 イ 前橋市の法人市民税の課税対象者であること。 ウ 当該事業所の従業員数が 50 名以上の者であること。 《添付書類》 1 法人市民税確定申告書の写し（直近 1 年分） 2 履歴事項全部証明書の写し（申請日前 3 ヶ月以内に発行されたもの） 3 当該事業所の開設日が確認できる書類の写し ※履歴事項全部証明書で開設日が確認できる場合は不要
②	関連業者報告書（様式第 2 号） <u>市内業者及び前橋市外に本店を有する業者で市内業者の認定を希望する方は、該当がない場合も必ず提出してください。</u> <u>（①の書類を提出しない市外業者は提出不要です。）</u> ※ 1 下記により資本・人事面等において特別な関係にある建設業者又は測量、建設コンサルタント等業者について記載し提出してください。 ・資本……親会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。）と子会社等（同条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。）の関係にある建設業者等、及び親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合 ・人事……次のいずれかに該当する 2 者の場合。ただし、アについては、会社等の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等である場合は除く。 - ア 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合 (ア)株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。 ・会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 ・会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 ・会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役 ・会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 (イ)会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役 (ウ)会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。） (エ)組合の理事 (オ)その他業務を執行する者であって、(ア)から(エ)までに掲げる者に準ずる者 - イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法第 67 条第 1 項又

	は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合 ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合 ・その他…上記と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合 ※2 同一会社で建設業を営んでいる場合は、「その他」欄に「同一会社で建設業を営む。」と記載してください。
③	役員名簿（様式第3号）及び組合員名簿（様式第4号） 協同組合等、組合形態で申請をする場合は、提出してください。
④	委任状（参考） 契約等を委任先営業所に委任する場合は提出してください。 ※1 <u>委任期間は、令和8年4月1日から令和10年3月31日まで</u>としてください。 ※2 委任状の例（参考）は末尾に掲載してありますので、参考にしてください。

8 注意事項

- (1) この申請により、前橋市水道局への申請の必要はありません。
- (2) 申請内容の確認のため、訪問調査や別途資料の提出を求める場合があります。
- (3) 申請書類に虚偽の記載をし、又は重要な記載をしなかった場合は、競争入札参加資格を認定しないことがあります。また、認定後に当該事実が判明した場合は、認定を取り消すことがあります。
- (4) 受任者（営業所）としての申請はできません。委任先を設定する場合については、ぐんま電子入札共同システムポータルサイトに掲載している「建設コンサル競争入札参加資格申請入力の手引き（令和8・9年度定期申請）」をご覧ください。

9 競争入札参加資格の審査

- (1) 本登録完了後、協議会が登録内容と添付書類を審査し、申請内容を受理すると、申請受理通知メールを送信します。添付書類の不足や申請と添付書類の内容に不一致があった場合は、申請の受理を保留し、協議会から「修正指示通知」メールが送信されますので、指示に従って、申請内容の修正や、不足する書類の送付等を行ってください。
- (2) 前橋市建設工事等競争入札参加資格審査要領に基づき、競争入札参加資格審査を行います。
- (3) 競争入札参加資格審査を行った後、本登録時に登録した担当者メールアドレス（行政書士メールアドレスを含む。）に「資格審査結果通知」メールが送信されます。通知メールは令和8年4月1日に送信されます。
なお、認定された競争入札参加資格については「入札情報公開システム」にて確認することができます。

10 問い合わせ先 【受付時間：午前9時～午後5時まで（午前12時～午後1時までを除く）】

(1) 競争入札参加資格の審査及び個別添付書類等に関すること

前橋市役所総務部契約監理課 審査契約室
電話 027-898-6288（直通）

(2) 電子申請の方法に及び共通添付書類に関すること

ぐんま電子入札共同システムヘルプデスク
電話 0120-511-306（フリーダイヤル）

※ご利用にあたっては、こちら (<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/inquiry.html>) もご覧ください。

第2 競争入札参加資格審査申請：申請内容の変更手続について

前橋市への競争入札参加資格審査申請を行った後、申請内容に変更が生じた場合は、「ぐんま電子入札共同システム」にて登録内容の変更を行ってください。変更した事項の内容により、書類を提出する必要性が生じる場合があります。その場合は、下記の指示に従って、システムによる変更手続の終了後、速やかに必要書類を提出してください。

なお、「建設工事」及び「測量、建設コンサルタント業務等」並びに「物品・役務等業務」において、複数の競争入札参加資格者となっている場合は、変更の手続を個別に行う必要があります。

1 変更手続きの方法

変更の受付は令和8年4月1日以降から開始いたします。

インターネットを利用し、ぐんま電子入札共同システムポータルサイト (<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>) にアクセスし、「競争入札参加資格申請受付システム」から、資格申請データの修正を行います。

※ 「ぐんま電子入札共同システムポータルサイト」内にも登録内容の変更に関する詳細な情報が今後掲載されますので、ご確認ください。

2 変更事項に係る提出書類

変更した事項の内容により書類の提出が必要となる場合は次のとおりです。

下記以外の変更事項については、書類の提出は不要です。

(1) 本店所在地を変更した場合、代表者を変更した場合又は商号名称が変更になった場合

○共通添付書類：登記事項証明書

前橋市税の納税証明書（該当がある場合 ※1）

○個別添付書類：委任状（該当がある場合 ※2）

※1 前橋市税の納税証明書（完納証明書）を提出する必要があるのは、本店所在地が前橋市以外の市区町村から前橋市に移転した場合となります。

例1：本店が東京都〇〇区から群馬県前橋市に移転した場合、前橋市税の納税証明書が必要

例2：本店が東京都〇〇区から埼玉県××市に移転した場合、納税証明書は不要

（注）群馬県にも申請している方は、上記と同様に群馬県税の納税証明書（完納証明書）が必要となります。（提出済の場合は不要）

※2 既に契約等の権限を代理人に委任している場合に必要となります。

(2) 委任する営業所の代表者を変更した場合又は名称が変更になった場合

○共通添付書類：必要ありません

○個別添付書類：委任状

(3) 委任する営業所の所在地を変更した場合又は委任する営業所を追加する場合

○共通添付書類：前橋市税の納税証明書（該当がある場合 ※1）

○個別添付書類：委任状

事業所の登録を受けていることがわかる資料（該当がある場合 ※2）

※1 納税証明書（完納証明書）を提出する必要があるのは、委任先営業所の所在地が前橋市以外の市区町村から前橋市になった場合（例1）と、新たに追加する委任先営業所が前橋市に所在するとき（例2）となります。

例1：本店が東京都〇〇区で委任先営業所を埼玉県から前橋市の営業所に変更した場合

→ 前橋市税の納税証明書が必要

例 2：本店が東京都で新たに前橋市の営業所を委任先営業所とした場合

→ 前橋市税の納税証明書が必要

(注) 群馬県にも申請している方は、上記と同様に群馬県の納税証明書(完納証明書)が必要となります。(提出済の場合は不要)

※ 2 登録を有する業種の営業所について、所在地の変更や追加が生じた場合に必要となります。

各登録官署へ登録申請や変更の届出をした際の申請書及び営業所について記載された様式の写し(各登録官署の受付印のあるもの)等を提出してください。

(4) 業種を追加する場合又は登録を受けている業種に部門を追加する場合

○ 共通添付書類：営業に必要な証明書等(写し) ※ 1、2

○ 個別添付書類：必要ありません

※ 1 その営業を行ううえで必要な許可等を取得している場合は、各登録官署が発行する証明書等の写しを添付してください。なお、営業に必要な証明書等の写しは 1 部添付で結構です。

※ 2 追加の手続きは、システム上いつでも行えるわけではありません。追加できる時期については別途「ぐんま電子入札共同システムポータルサイト」でご案内します。

3 提出方法等

(1) 共通添付書類の提出方法

綴り方は、証明書等の原本以外の書類を A 4 サイズにし、次の①～②の順序にまとめ、左上 1 箇所をホチキス等で留めて、下記宛先に提出してください。

1 「共通添付書類送付票」

2 変更事項により提出が必要となった共通添付書類

<提出先> (郵送のみ)

〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目 1 番 1 号

群馬県県土整備部建設企画課内 群馬県 C A L S / E C 市町村推進協議会 宛

※ 1 郵送の際には、収受トラブルを未然に防ぐため、必ず簡易書留で送付してください。

(2) 個別添付書類の提出方法

変更事項により、個別添付書類(委任状)の提出が必要となった場合は、下記宛先に提出してください。

<提出先> (郵送又は持参)

〒371-8601 群馬県前橋市大手町二丁目 1 2 番 1 号 前橋市役所総務部契約監理課 宛

※ 郵送の際には、収受のトラブルを未然に防ぐため、必ず配達の確認ができる方法(簡易書留やレターパック等)で送付してください。

(変更申請の特例)

「令和 6・7 年度入札参加資格」の認定を受けている業者の方は、令和 8 年 1 月 3 1 日までに「令和 6・7 年度入札参加資格」の登録内容の変更申請を行うことにより、「令和 8・9 年度入札参加資格者情報」に変更した内容が反映されます。

ただし、反映される内容は以下の項目のみとなりますので、以下の項目以外を変更する場合は、令和 8 年 4 月 1 日以降に改めて変更申請を行う必要があります。

また、適用期間外(令和 8 年 2 月 1 日～3 月 3 1 日)に変更申請を行った場合について

も、令和 8 年 4 月 1 日以降に改めて変更申請を行う必要があります。

なお、変更した内容が反映されるのは、「令和 8・9 年度入札参加資格申請」の「申請完了通知・共通(個別)添付書類送付依頼」メールが送信された後の変更申請からとなります。

反映項目：申請情報（本社・代表者情報）

申請情報（担当者情報）

申請情報（行政書士情報）

※ 詳細については、こちらをご覧ください。

https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/Application/henkou_tokurei.html